

信州フードスペシャリスト育成プログラム受講予定の方へ

1.厚生労働省教育訓練給付制度(一般教育訓練)について

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額(上限10万円)がハローワーク(公共職業安定所)から支給されます。

2.「信州大学大学院総合理工学研究科信州フードスペシャリスト育成プログラム」は、一般教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座です。

これにより、雇用保険被保険者である等支給要件を満たす方が所定の申請を行い、1年間で本プログラムを修了すると、信州大学に支払った教育訓練経費(受講料)の一部(2万円)を受給することができます。

給付金制度に関する詳細は、厚生労働省ホームページ、教育訓練給付制度のご案内リーフレット等にて必ず確認してください。

厚労省HP→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

教育訓練給付制度のご案内リーフレット→ <https://www.mhlw.go.jp/content/000800408.pdf>

①支給要件の確認

雇用保険被保険者期間等、ご自身が支給要件を満たしているかの確認については、上記厚生労働省ホームページや教育訓練給付制度のご案内リーフレットを確認した上で、必ずハローワークでご確認ください。

②手続きの場所

教育訓練を受講する本人の住居所を管轄するハローワークにて行います。

③支給申請手続きについて

受講修了後、「教育訓練給付金支給申請書」等の必要書類を揃え、修了日の翌日から1ヵ月以内に、各人で住居所を管轄するハローワークで申請手続きを行ってください。

④信州フードスペシャリスト育成プログラム講座に関するお問い合わせ

信州大学農学部信州フードスペシャリスト育成プログラム事務局

〒399-4598 長野県上伊那郡南箕輪村 8304

電話: 0265-77-1632

メール: foodsp-ikusei@shinshu-u.ac.jp

※注意事項※

- ・提出書類は、個別事情により異なる場合があります。
- ・受給申請の提出漏れや書類不備による受給資格の失効に関しては本学での責任は負いかねますのでご了承ください。
- ・詳細は、厚生労働省、ハローワークの HP や窓口で必ずご確認ください。
- ・この制度を利用する方自らが手続きを行うものです。申請期限にご注意ください。
- ・明示書はプログラム HP に掲載しています。

⑤下記は、ハローワークにて確認・手続きする際に必要な情報です。

指 定 番 号:【2020112-2120012-6】

旧 指 定 番 号:【20112-2120012-6】

教育訓練施設の名称:【信州大学大学院 伊那キャンパス】

教 育 訓 練 講 座 名:【信州フードスペシャリスト育成プログラム】

受 講 開 始 年 月 日:【令和 5 年 5 月 12 日】

受 講 修 了 年 月 日:【令和 6 年 3 月 9 日】

実施方法:通学&WEB、訓練期間:10 か月